

4～6月の売上が減少した地場産業を営む事業者の方「地場産業特例」

(1) 対象要件

地場産業(7ページの別表(県内地場産業))を参照)に係る製造業を営む事業者であって、令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が前年同月又は前々年同月に比して30パーセント以上減少しており、かつ、売上高の比較に使用した年の4月から6月までの3か月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上である事業者は、令和3年4～6月の減少分についても申請を行うことが可能です。

(2) 支援金額

令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高減少などを含む(1)の対象要件を満たす事業者に対し、令和3年7月1日時点の常時使用している従業員の数に応じて、次の表による支援金の額となります。

対象店舗等における常時使用する従業員の数	基準額	支援金の額
0人～5人	15万円	基準額から第Ⅰ期に受給した、又は、受給し得た(※)金額を引いた額
6人～20人	30万円	
21人～50人	45万円	
51人～	60万円	

(3) 既に支援金の支給を受けている事業者について

飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅰ期)を既に受給している事業者については、原則、本特例の対象とはなりません。

ただし、既に受給している支援金の金額が、今回の地場産業に従事する従業員を合計して算定した基準額に満たない場合は、その差額分の申請を行うことが可能です。

例: 飲食業と地場産業を営む事業者で、飲食業に従事する従業員が4人、地場産業に従事する従業員が2人の場合で、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅰ期)においては、飲食業に従事する従業員数である4人で申請をし、15万円を受給した場合

地場産業に従事する従業員を足し合わせると従業員が6人となり、「30万円」の支援金を受給することができるため、その差額分である「15万円」を申請することができます。

※ 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅰ期)の対象であった事業者で、当該支援金を受給されなかった方も、上述の例と同様に、第Ⅰ期の対象業種に係る従業員数から算出される金額を、合計従業員数から算出される基準額から引く必要があります。

(4) 申請方法

- ① 令和3年7～9月減少分と併せて令和3年4月～6月減少分を申請する場合
10ページの「V 申請書類」に加え、次の申請書類を提出してください。

申請書類	
①	支援金給付申請書の別紙【地場産業特例】
②	業種別売上表(別記第3号様式の2)【地場産業特例】
③	従業員名簿(別記第4号様式の2)【地場産業特例】

- ② 令和3年7～9月減少分を申請せず、令和3年4月～6月減少分を申請する場合

(サイズA4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

申請書類一覧	チェック
① 支援金(第Ⅱ期)給付申請書(別記第1号様式)	<input type="checkbox"/>
② 支援金給付申請書の別紙【地場産業特例】	<input type="checkbox"/>
③ 宣誓書(別記第2号様式)	<input type="checkbox"/>
④ 業種別売上表(別記第3号様式の2)【地場産業特例】 ※Ⅱ対象要件(3)の要件を満たすか確認するための書類です。	<input type="checkbox"/>
⑤ 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅰ期)の振り込み完了のお知らせの写し	<input type="checkbox"/>
※ その他、必要な書類 ※ 県又は事務局が追加の資料を求めることがあります。	

※⑤の書類が提出できない場合又は既に申請済みの飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅰ期)から更新・変更を要する場合は、以下の書類も提出してください。

⑥ a. 県内で店舗等を運営していることを証明する書類 b. 対象業種を営む事業者であることを証明する書類 ※ 3ページを参照し、必要な書類を御提出ください。	<input type="checkbox"/>
⑦ 従業員名簿(別記第4号様式の2)【地場産業特例】 ※対象店舗等の人数が判別できる形であれば既存の従業員名簿等でも構いません。	<input type="checkbox"/>
⑧ 振込先口座確認書(別記第5号様式) ※申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、又は個人事業主の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<input type="checkbox"/>
⑨ 役員名簿(法人の場合のみ)(別記第6号様式)	<input type="checkbox"/>

(5) 創業者特例等の適用について

令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に営業を開始した者、令和元年4月2日から令和2年4月1日までの間に営業を開始した者その他知事がこれらと同等と認めた者については、25、26ページの「創業者特例」、27、28ページの「創業者特例その2」又は29、30ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」を準用し、申請書への記入及び確認資料を添付することで、本支援金の対象とします。